

公的資金を用いた研究活動に関する受付窓口

平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定「研究機関における不正行為への対応に関するガイドライン」に基づき、当社における公的資金を用いた研究活動に関する相談・通報窓口を以下に公開いたします。

記

社外窓口 (指定弁護士)	神戸市中央区京町 71 番地 山本ビル 6 階 高島法律事務所 弁護士 高島 章光
電話	078-335-5412 ※受付時間 10:00~17:00 (土日祝日、年末年始、法律事務所が定める休日を除く)
FAX	078-335-5413
メールアドレス	fujihotline@takashima-law.jp

◎相談・通報の方法

相談・通報は、電話・電子メール・FAX・書面・面会のいずれかの方法により行うことが可能ですが、事実関係の把握のため、可能であれば、下記事項を記載した書面（任意様式）をご準備ください。

- 1 相談・通報を行う方の氏名及び連絡先（当該事項の全部または一部が匿名であっても可とする。）
- 2 事案の概要
- 3 事案を知った経緯
- 4 内容を裏付ける資料の有無

- ◇ 相談・通報等を実施したことによって、不利益を受けることはございません。
- ◇ 窓口の業務にあたっては中立性・公正性を確保し、希望がある場合には、相談・通報者の方の匿名性を守ることを優先いたします。